

第 16 回個人線量モニタリング指針検討会議事録

1.開催日時:平成26年7月25日(木) 9:30~12:20

2.開催場所:日本電気協会 4階C会議室

3.参加者(順不同,敬称略)

出席委員:川西主査(日本原電),高田副主査(原子力研究開発機構),天野(東北電力),川島(東芝電力システム社),大井(原子力研究開発機構),尾田(東京電力),小野寺(電源開発),加藤(日立アロカ),岸本(北陸電力),熊谷(中国電力),吉林(中部電力),我妻(日本原燃),福田(千代田テクノル),山口(日本原電),齋藤(産総研),荒巻(関西電力) (計16名)

代理出席者:吉野(北海道電力,菊池代理),大野(四国電力,青野代理) (計2名)

常時参加者:仙波(JANSI) (計1名)

欠席委員:石倉(富士電機),山口(九州電力,吉永代理),本多(放射線計測協会) (計3名)

事務局:富澤(日本電気協会) (計1名)

4.配付資料

資料 16-1 委員名簿

資料 16-2 第 15 回個人線量モニタリング指針検討会議事録(案)

資料 16-3 個人線量モニタリング指針の改定前後比較表(案)

資料 16-4 事故調報告書等 対応事項抽出事項を踏まえた指針改定対応案整理表(様式改定版)

資料 16-5 原子力発電所個人線量モニタリング指針 JEAG4610-2009 の改定について(中間報告案)

参考資料-1 日本電気協会 原子力規格委員会 規格作成の手引き

5.議事

(1)会議定足数などの確認

代理者を含めて 18 名の出席であり,検討会決議に必要な条件(委員総数(21 名)の 3 分の 2 以上の出席)を満たした。

前回議事録については,一部の誤記を修正し正式な議事録とすることで承認された。

(2)個人線量モニタリング指針改定(案)の検討

資料 16-3 に基づき,各章の担当より指針改定案について説明がなされた。

(主な意見及びコメント)

【表紙,目次,1.序論】

(主な意見及びコメント)

・特に意見,コメント無し

【2.関連法規等】

(主な意見及びコメント)

- ・2.1 関連法令，規定の(8)電離則の告示改正については，厚生労働省の告示改正文を記載し，その後の一部改正の記載に修正する必要がある。

修正する。

- ・目次の「4.2.3.1 発電所」と「4.2.3.2 再処理施設」については，削除する必要がある。
削除する。

【3.管理方法】

(主な意見及びコメント)

- ・「~~作業~~」，は改定案の作成取り決めに従い削除する必要がある。

削除する。

- ・「従事者」と「従事者等」の記載について，一時立入者が含まれるのか否かを確認し使い分けをする必要がある。

適切に使い分けた記載とする。

- ・解説 3-2 作業モニタリングについて，改定理由に「現在の運用実態に合わせて」と記載追記する必要がある。

そのように修正する。

- ・解説 3-3 特殊モニタリングについて，改定理由は「記載の適正化」に修正する方が適切であり，また，本文の「中性子による.....有用である」の記載は，現行の記載文をそのまま記載することが適切である。

そのように修正する。

- ・3.3.1 記録レベルの本文に「...ただし妊娠中の女性については妊娠期間中（申告から出産までの間）について 0.5mSv を目安に設定する。」との記載があるが，起点は申告からなのか，診断からなのか。

記録レベルの適用期間に関する記載箇所であり，現行の記載通り「申告から」とする。

- ・3.3.3 介入レベルの本文に記載の末尾は，「...介入レベルという」で言い切る記載としておく。また，「事業者が...」は削除することが適切である。また，改定理由に「ICRP との整合化反映」を記載する。

現時点の改定案はそのように修正する。

【4.測定方法】

(主な意見及びコメント)

- ・4.1.3 測定頻度の本文に記載の「...女性従事者（ただし，妊娠する可能性がないと診断された旨申告した者...）」の記載については，3.3.1 記録レベルの本文との整合の観点から記載の検討が必要である。

再検討する。

- ・4.2.2 測定頻度の本文に記載の女性従事者は，「従事者」を削除することが適切である。

削除する。

- ・解説 4-4 の(2)アクティブ型に記載の「作業員」は「従事者」に修正が必要である。

そのように修正する。

- ・4.1.2 測定部位の改定理由（発電所も再処理施設も...）については，記載の適切化が必要である。
修正する。

(3) 分科会報告に向けた対応について

分科会幹事より、分科会委員に事前(8月12日)に資料送付の要請があったが、各委員の検討時間等の都合を勘案し、主査より8月15日までの送付とすることで幹事と別途調整しておくこととした。

主査より、本日確認できなかった資料16-5(分科会報告資料)について、各委員で確認し、修正等があれば8月12日(火)までに主査に連絡するよう依頼があった。

主査より、資料16-3(指針改定前後比較表)について、本日の検討結果を反映し、事務局より委員全員に送付するので、各委員で確認し、修正コメント等がある場合は、8月15日(金)までに事務局に連絡するよう依頼があった。また、現在改定作業中の「原子力発電所の緊急時対策指針」(JEAG4102-201X)との記載内容の不整合確認結果についてもあわせて連絡するよう依頼があった。上記資料について、8月15日(金)に事務局より分科会委員へ事前送付する。

(4) その他

次回の開催日時は、9月5日(金)9:30~とし、放射線モニタリング指針検討会(午後)と同日開催することとした。

以上